

2018年7月

PGF生命
〔ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル
生命保険株式会社〕

西日本豪雨により被災されたお客さまへの
「特別なお取り扱い」についてお知らせいたします

この度の豪雨により被害を受けられました方々に、心よりお見舞い申し上げます。
一日も早い復興を心からお祈りいたします。

弊社では、このたびの豪雨により被災されたお客さまに、次のお取り扱いを実施しております。

《「特別なお取り扱い」の主な内容》

- ◇ 保険料をお払い込みいただくことができない場合でも、2019年1月31日までご契約を失効させないお取り扱いをいたします。
- ◇ 病院の事情により入院できず、臨時施設等で治療後に入院をされた場合は、被災日から入院したものとしてお取り扱いいたします。
- ◇ 2018年7月5日から2018年9月30日までに受け付けをした契約者貸付の利率を一定期間、0.0%といたします。

■特別なお取り扱いを行う契約

「西日本豪雨(平成30年7月豪雨)」により災害救助法の適用された地域に居住されている
お客さまのご契約

■特別なお取り扱いを行う期間

2018年9月30日まで ※別途期限のあるものは次頁に個別に記載しています。

■「特別なお取り扱い」の内容

1.ご契約を失効させないお取り扱い

お申し出により保険料のお払い込みを猶予する期間を最長6カ月延長するお取り扱いを開始しておりますが、さらに特別取り扱いとして、お申し出がなかった場合においても、2019年1月31日までご契約を失効させないお取り扱いをいたします。

なお、2019年2月1日以降、契約の継続をご希望される場合は、2019年1月31日までにこの間の保険料をお払い込みいただく必要があります。

2.保険金・入院給付金等のお支払い

①次の場合、医師の証明書等に基づきお支払い対象といたします。

・病院の事情により早期退院して、臨時施設等で治療を受けた場合。

・病院の事情により入院できず、臨時施設等で全治療を受けた場合。

②病院の事情により被災後すぐに入院できず、臨時施設等で治療後に入院した場合は、被災日から入院したものとしてお取り扱いをいたします。

③請求書類について、被災地域での公的書類等の取得が困難な場合は、必要書類の省略・代用のお取り扱いをいたします。

3.契約者貸付利息の減免

2018年7月5日から2018年9月30日までに受け付けをした新規の契約者貸付について、以下のとおり利息を減免いたします。

【適用利率】 年0.0%

【適用期間】 貸付日から2019年1月31日まで

4.保険金・給付金・契約者貸付金・解約返戻金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略すること等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

詳細およびご不明な点につきましては、下記コールセンターまでお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

金融機関等を通じてご加入の
お客さま専用ダイヤル

通話料
無料

コール ジブロック
0120-56-2269

受付時間 平日 8:30~20:00

土曜 9:00~17:00 (日・祝日・12/31~1/3を除く)

旧大和生命でご加入の
お客さま専用ダイヤル

通話料
無料

ツウワはジブロック
0120-28-2269

受付時間 平日 9:00~17:30

(土・日・祝日・12/31~1/3を除く)